

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【34】
2. 日 時：令和2年9月18日 10時00分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、宮本主任安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他7名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年9月17日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

補正に当たっては、

- 先行PWRプラントの保安規定の審査実績を踏まえて、差分を確認し整理して説明すること。
- 1号炉～6号炉と7号炉との区別を明確にし、1号炉～6号炉については、停止していることを踏まえた記載にすること。
- 同一内容で異なる用語を用いているものについては、記載を統一すること。
- 現行法下での用語を用いること。
- 設工認と保安規定とで設備名が異なっているものについて、名称を統一すること。
- 設置変更許可での記載を踏まえて、充実させるべき箇所について記載を検討すること。
- 降下火砕物への対応として、ベント操作に係る記載の追記及びベント操作時に必要となる防護具等の資機材の配備の項目への追記について検討すること。
- これまでの審査資料全般について、これまでの説明内容を適切に反映するとともに、規則等の改正についても反映すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし